

図柄入り

「白河」ナンバー該当地域

白河市、西郷村、泉崎村、中島村、矢吹町

白河ナンバープレート



〈申込開始日〉
2020年4月13日(月)

2020年5月11日(月)交付開始!

		通常版	図柄入り (カラー版)	図柄入り (モノトーン版)
登録自動車	家用	・白河599・ さ 20-46 中板 ^{※1} ペイント式 1,600円 字光式 3,200円 大板 ^{※2} ペイント式 2,180円 字光式 4,370円	・白河599 あ 20-46 中板 7,980円 + 寄付 1,000円以上	・白河599 あ 20-46 中板 7,980円
	事業用	白河599 あ 20-46 中板 ^{※1} ペイント式 4,110円 字光式 5,490円 大板 ^{※2} ペイント式 5,150円 字光式 6,480円	・白河599 あ 20-46 大板 12,400円 + 寄付 1,000円以上	・白河599 あ 20-46 大板 12,400円
軽自動車・二輪	家用	・白河589・ ろ 20-46 中板 ^{※1} ペイント式 1,600円 字光式 5,050円 小板 ^{※3} ペイント式 650円	・白河589 ろ 20-46 中板 7,980円 + 寄付 1,000円以上	・白河589 ろ 20-46 中板 7,980円
	事業用	白河599 あ 20-46 中板 ^{※1} ペイント式 4,130円 字光式 6,720円 ・中板事業用に字光式はありません。 ・小板は、左記の画像とは異なります。	対象外	対象外

図柄入り
ナンバー
について

- カラー版の交付を受けるには、寄付が必要です (寄付ありでモノトーン版の選択も可能です)。
- 寄付金は、1,000円以上100円単位の任意の金額でお願いします。
- 寄付金は、白河ナンバー該当地域の交通改善や、観光振興などに活用されます。
- 事業用の軽自動車 (黒地に黄色文字のナンバープレート)、レンタカーの軽自動車、二輪車は対象外です。
- 図柄入りナンバープレートに字光式はありません。

- ※1) 中板: 普通自動車、軽自動車、大型特殊自動車、マイクロバス、4tトラックなど
- ※2) 大板: 車両総重量8t以上、最大積載量5t以上の大型トラック (1ナンバー)、特種車両 (8ナンバー)、乗車定員30人以上の大型バス (2ナンバー) など
- ※3) 小板: 小型二輪車 (排気量250cc超)、軽二輪車 (排気量125cc超~250cc以下) など

白河ナンバー



Q1 どのような場合に白河ナンバーに変わるの？

2020年5月11日以降の次の場合に白河ナンバーとなります。

- ①白河ナンバー該当地域内で自動車の新規登録等をする場合
- ②白河ナンバー該当地域内の所有者が福島ナンバーから白河ナンバーへの変更を希望する場合
- ③転居（転入）などにより、白河ナンバー該当地域外から白河ナンバー該当地域内に住所を変更する場合（白河ナンバー該当地域内での転居などの場合は、希望しない限り白河ナンバーにはなりません）
- ④白河ナンバー該当地域内の自動車で、破損、汚損等により番号変更をする場合
- ⑤白河ナンバー該当地域内の自動車で、自動車の構造変更などにより用途が変更となり、ナンバーが変わる場合

Q2 車検を受けると白河ナンバーに自動的に変わるの？

車検を受けても、自動的に白河ナンバーには変わりません。

車検にあわせて白河ナンバーへの変更を希望する場合は、車検業者等に相談してください。

Q3 福島ナンバーのままではあることはできるの？

現在付けている福島ナンバーを、必ず白河ナンバーに変更しなければならないわけではありません。

Q1のような変更がなければ、現在の車を乗り続けている間は、福島ナンバーのままとなります。

Q4 所有者を変更（名義変更）した場合、白河ナンバーになるの？

自動車所有者の名義を変更する場合は「移転登録」の手続きが必要となりますが、白河ナンバー該当地域内の車両であれば、継続してそのままのナンバーで乗り続けることができます。

ただし、移転登録手続きにあわせて、ナンバー変更の申請をすれば、白河ナンバーを付けることができます。

Q5 白河ナンバーと福島ナンバーを選択することはできるの？

ご当地ナンバーの制度は、今までのナンバー（福島ナンバー）との選択制ではないので、福島ナンバーと白河ナンバーの好きな方を選ぶということではできません。

交付手続き

新車・中古車のご購入時

2020年5月11日以降に登録される自動車については、「白河ナンバー」になります。
図柄入りをご希望の場合は、販売店等にご相談ください。

現在お乗りの自動車のナンバープレートを交換

自分で手続き

登録自動車の場合は、「福島運輸支局」、軽自動車の場合は、「軽自動車検査協会福島事務所」で手続きを行います。
希望ナンバーもしくは図柄入りナンバーをご希望の場合は、インターネットもしくは福島県自動車会議所窓口での事前申し込みが必要になります。

代理申請

販売店や自動車整備工場、行政書士に依頼し、手続きを行います。
※代り費用、手続きについては、ご依頼先の販売店や自動車整備工場、行政書士にご確認ください。

図柄入りナンバーの申し込み・詳細はこちら
URL: <http://www.graphic-number.jp>



問い合わせ先

ナンバープレートの交付手続きに関する問い合わせ

登録自動車	福島運輸支局	福島市吉倉字吉田 54	TEL 050-5540-2015
軽自動車	軽自動車検査協会福島事務所	福島市吉倉字谷地18-1	TEL 050-3816-1837

図柄入りナンバー・希望ナンバーの申込みに関する問い合わせ

登録自動車	福島県自動車会議所	福島市吉倉字吉田 40	TEL 024-546-7415
軽自動車	福島県自動車会議所 福島軽分室	福島市吉倉字谷地 16-7	TEL 024-545-2180

〈市町村担当窓口〉

- 白河市長公室企画政策課
TEL 0248-22-1111
(内線2323、2324)
- 西郷村企画政策課
TEL 0248-25-2943
- 泉崎村総務課
TEL 0248-53-2409
- 中島村企画振興課
TEL 0248-52-2113
- 矢吹町企画総務課
TEL 0248-42-2117